

財務省第9入札等監視委員会  
平成21年度第3回定例会議議事概要

|                          |   |  |
|--------------------------|---|--|
| 開催日及び場所                  | 平成22年4月9日(金) 大阪国税局 第6会議室  |  |
| 委員                       | 委員 尾崎 雅俊 (辰野・尾崎・藤井法律事務所・弁護士)<br>委員 谷口勢津夫 (大阪大学大学院高等司法研究科 科長)<br>委員 松川 正毅 (大阪大学法務室 室長) |  |
| 審議対象期間                   | 平成21年10月1日(木) ~ 平成21年12月31日(木)  |  |
| 抽出案件                     | 4件  | (備考)   |
| 競争入札(公共工事)               | 1件  | 契約件名: 枚方合同宿舎(I期)解体撤去工事<br>契約相手方: 株式会社 浅沼組 大阪本店<br>契約金額: 120,750,000円<br>契約締結日: 21年12月15日<br>担当部局: 近畿財務局  |
| 随意契約(公共工事)               | 1件  | 契約件名: 園部税務署内部塗装・外壁改修その他工事<br>契約相手方: 株式会社 竹延<br>契約金額: 4,179,000円<br>契約締結日: 21年12月7日<br>担当部局: 大阪国税局  |
| 競争入札(物品役務等)              | 2件  | 契約件名: 税関検査衣の調達について<br>契約相手方: 株式会社 新晃<br>契約金額: 20,037,255円<br>契約締結日: 21年11月18日<br>担当部局: 神戸税関<br>-----<br>契約件名: 関西国際空港旅客ターミナルビル旅具検査場業務放送設備更新作業<br>契約相手方: ジャトー 株式会社<br>契約金額: 6,825,000円<br>契約締結日: 21年12月28日<br>担当部局: 大阪税関 |
| 随意契約(物品役務等)              | 一件  |  |
| 応札(応募)業者数1者<br>関連        | 一件  |  |
| 委員からの意見・質問、<br>それに対する回答等 | 下記のとおり  |  |
| 委員会による意見の具<br>申又は勧告の内容   | なし  |  |

| 意見・質問  | 回答   |
|--|--|
| <p><b>枚方合同宿舎（I期）解体撤去工事</b><br/>           契約相手方：株式会社 浅沼組 大阪本店<br/>           契約金額：120,750,000円<br/>           契約締結日：21年12月15日<br/>           担当部局：近畿財務局</p> <p>本案件は、入札を実施した結果、落札率が58%であり、最も高額であった応札金額と落札金額に開差が見られ、また、予定価格及び調査基準価格（会計法第29条の6ただし書及び予算決算及び会計令第84条から第91条の規定に基づき、調査基準価格を設定する。）をも大幅に下回っている入札結果であった。</p> <p>審議資料には「調査基準価格以下の入札に関する調書」も添付されているが、補足説明等を行っていただきたい。</p> <p>予定価格算定の際に、参考として見積金額を徴した業者の中には、落札業者である株式会社浅沼組も含まれているか。</p> <p>参考見積金額と応札金額とを比較すると、状況はどうであったか。</p> <p>参考見積金額と応札金額に差が生じるのは、一般論としては理解できるものの、本案件においては開差が大きすぎるのではないかという印象を受ける。</p> <p>工事内容の一部が極端に安価であったのか、全体的に安価であったのか。</p> | <p>予定価格の積算に当たっては、通常、公表されている積算基準等に基づき算出することを基本としているが、本案件は解体工事であり、公表されている積算基準等がないため、入札参加業者より見積書を徴収した。</p> <p>当局における直近の類似工事の請負金額を、解体建物1平米当たりの単価に置き換えて比較したところ、妥当な金額と判断されたため、徴収した見積りにより直接工事費を算出した。</p> <p>各種経費については、公表されている積算基準に基づいて算出し、予定価格としたものである。</p> <p>しかし、本案件の入札を実施した結果、落札率58%という低入札であった。</p> <p>これについては、昨年よりも更に請負金額の下落傾向が継続しており、その影響であると推察している。</p> <p>落札業者に対し調査基準価格以下の入札に関する調査（予算決算及び会計令第86条第1項による調査）を実施した。</p> <p>調査に当たっては、安全管理面に十分な経費が見込まれているか、工事内容が欠落していないか及び応札価格に積算上の漏れがないか等を中心にヒアリング等を行った結果、問題等は見受けられなかった。</p> <p>含まれている。</p> <p>審議資料に添付しているとおり、直接工事費及び各種経費に開差が見られた。</p> <p>全体的に安価であった。</p> <p>過去の入札事例等を検証してみると、解体工事における1平米当たりの受託金額が数年前の半値以下に下落している。前述のとおり、昨年と比しても下落傾向が継続しているが、どの程度下落しているのか予測できない状況である。</p> |

工事の受注が困難となり、利益を度外視し薄利であっても落札するという意欲が高かったということか。

一般的な話となるが、見積金額と応札金額との差額、いわゆる値引額は、落札者である元請が負担するのではなく、その下請会社が負担させられることになるのではないかと考えるが、ヒアリング等において把握した事項等はあるか。

応札金額を算出するに当たって、下請業者には了解を得ているのは当然であるが、非常に安価である印象を受ける。

それによって、当局が最も懸念している安全管理面において、例えば、かけるコストが抑えられることにより、通常3人の交通誘導員で行うものを2名ですませる等の事態が生じているのではないかと危惧するが、そこまでの履行確認は実施しているか。

#### 園部税務署内部塗装・外壁改修その他工事

契約相手方：株式会社 竹延

契約金額：4,179,000円

契約締結日：21年12月7日

担当部局：大阪国税局

本案件の入札執行時に落札した業者が工事現場に配置する人員配置が不可能であるとの理由で辞退したとのことであったが、落札者から自主的に辞退したのか、それとも落札者決定後、各種ヒアリング等を行うことにより問題等が発覚し、結果的に辞退となったのか。

では、受託不可能であるにもかかわらず、入札に参加し応札したということか。あるいは、応札時においては受託可能な状況であったにもかかわらず、事後的な要因で不可能となったのか。

その事情等について、何か把握している事項はあるか。

落札者と決定したにもかかわらず、辞退した場合においては、当該辞退者に対し、今後の入札に参加することはできない等の措置は可能であるか。

落札業者からは、工事量の確保に努めた旨の弁明があった。

ヒアリング時においては、応札金額に応じた価格で下請業者にも了解を得ているため問題は無いとのことであった。

現在、解体工事が進行中であり、監督職員である当局の職員が現場に赴き、必要に応じた交通誘導員の配置や仮設の仮囲いの設置状況等を、随時、確認している。

落札者が自主的に辞退したものである。

入札執行後、落札者として決定した旨の電話連絡を行った際に、辞退の申し出があった。

把握している辞退に至った事情は、人員配置が不可能になったことのみである。

契約締結以前に生じた問題であり、落札者を決定した事実のみであるため、法律上、行政処分等を行うのは困難である。

なお、落札者に対しては、入札参加を当面自主

今後の入札参加を自主的に辞退するよう申し入れているにもかかわらず、他の入札案件に参加し、最も安価な価格で応札した場合には、落札者となるのか。

受託者である株式会社竹延の入札執行時における応札価格と契約金額とに開差がある。

当然ながら、株式会社竹延の応札金額は、同社が受託できる最低価格であると思料するが、契約金額は4,179,000円となっている。

この入札執行時における応札価格と契約金額との差額について、何か把握していることはあるか。

本案件と類似した辞退は、過去においても多数あるのか。

辞退した者の応札金額を基本として契約を締結していることについて問題はないか。

入札に参加した他者が受託可能であるか等のヒアリングは行っているか。

株式会社竹延は、本案件を受託するために相当の無理が生じているのではないかと考える。

しかし、他部局の案件と類似し、相当の無理が生じていても受託せざるを得ないほど、我々が想像する以上に、市況は厳しいものであると感じている。

本案件に限定したことではないが、入札を実施し落札者を安価な価格で決定した結果、「安かろう、悪かろう」とならないかが危惧されるところである。

業務の監督、履行状況の確認等は必要不可欠であると考えている。

的に辞退するよう申し入れている。

その場合には落札者とせざるを得ない。

本案件は、内部塗装・外壁改修工事であり、コスト面で材料費よりも人件費が大部分を占めると認識している。

株式会社竹延においては、人件費を極力抑えるために、工事期間短縮の申し入れがあったため、当局が了承するとともに、利益部分等を極力圧縮することにより、契約金額での受託が可能となったものである。

同様の事象は、ほとんど発生していない。

予算決算及び会計令第99条の3に基づいて、契約を締結している。

当然、当局としては、落札者の入札執行時における応札価格に近い応札金額であった者に対し、受託可能であるかのヒアリング等を行っているが、他者においては受託不可能であるとの回答であった。

本案件のコスト面で大きなウェイトを占めるのが人件費であることは前述のとおりであるが、人件費以外の費用として重要なのは、仮設関係である。

本案件における仮設関係とは、いわゆる「足場」を組むことである。

株式会社竹延はこの足場を自社で保有しており、また、工事期間を短縮することで、かなりのコストダウンが実現できたと認識している。

当局においては、再度公告も視野に入れ、各応札者と折衝を行った。

受託者は、当局の類似した工事を受託した経験を有する業者であり、適正に履行している。

また、本案件においても、適正に履行されている。

本案件においては、適正に履行が終了したか。

#### 税関検査衣の調達について

契約相手方：株式会社 新晃

契約金額：20,037,255円

契約締結日：21年11月18日

担当部局：神戸税関

検査衣の必要性、特殊性についての説明を受けたが、特定の業者しか製造できないといった類のものではないという認識でよいか。

本案件の仕様内容に基づいて、製造可能な業者は多数存在するのか。

予定価格に対する落札金額の近似性について、何か推察していることはあるか。

全国の税関で使用する検査衣について、神戸税関が調達を行うとのことであったが、今回だけ神戸税関が調達を行うのか。

検査衣のデザインはどのように決定されているか。

また、デザインの見直しは予定しているか。

仕様書に基づいて、検査衣を製造した場合、各

そのとおりである。

そのとおりである。

本案件における応札者は、東北地方に縫製工場を有している者や九州に縫製工場を有している者など、全国の業者が応札している。

形状的には一般的な作業服であり、仕様に掲げる生地を使用するのであれば、他の一般的な作業服と同様に縫製することが可能である。

本案件の予定価格は、市場価格、前回購入実績及び具体的な各業者からの見積金額等を総合的に勘案して決定している。

当局の予定価格の積算結果と落札者の応札金額の積算結果が類似した結果であったと認識している。

次回も、神戸税関が調達する予定である。

本案件と同様、全国の税関で使用するものを1税関で調達している案件（一括調達）は、神戸税関以外の税関でもある。

これは、全国の税関で使用する物品等を一括調達することによって、スケールメリットが生じ、安価に調達できるからである。

詳細は不明であるが、約15年前に、各業者に対しデザインの提案を依頼した上で決定したと聞いている。

過去の検査衣と比し、現在の検査衣は帯電防止加工や権限行使を行う際に必要な身分証明書等のポケット等、機能面で性能は上昇している。

なお、デザインについては、特に問題等がないため見直す予定はない。

当該仕様書には、詳細なサイズ指定を行ってお

製造者により成果物に違いが生じることはあるか。

サイズ指定については、着用する検査官に合わせたサイズとなっているのか。

検査衣は日本製なのか。

もしそうであるならば、非常に安価であるという印象を受けるが、何か把握していること等はるか。

応札状況等からも、4者にそれほどの差異はないことから、当局の見解どおりであると思料する。

#### 関西国際空港旅客ターミナルビル旅具検査場業務放送設備更新作業

契約相手方：ジャトー 株式会社

契約金額：6,825,000円

契約締結日：21年12月28日

担当部局：大阪税関

本案件の更新作業は、放送設備設置後、15年が経過したため、放送設備を全て更新したということか。

本案件については、調査基準価格が設定されているが、これについて説明願いたい。

り、また、糸や繊維等まで指定しているため、各社が製造したものに差異は生じないと認識している。

そのとおりである。

なお、定期人事異動等により、使用しなくなった検査衣で使用できるものについては保管しておき、サイズが合う他の検査官が使用する。

在庫数量が不足するサイズについては、調達するに当たって、必要数量の調査を実施し、仕様書に体型ごとのサイズを明示している。

日本製であるが、特に限定しているわけではない。

過去の落札金額を調査したところ、年々金額が下がっており、業者間の競争原理が働いているものと思われる。

一方、今回、前回及び前々回は同金額で落札されており、本案件の調達金額は、現在の市況が継続する限り、本案件の落札金額が、いわゆる「底値」であると考えている。

そうである。

(会計法第29条の6ただし書及び予算決算及び会計令第84条から第91条の規定に基づき、調査基準価格を設定する。)

調査基準価格を下回る入札額であった場合には、その者が当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて調査を実施しなければならないというものである。

落札後設置された設備機器については、どのようなメーカーの設備機器であったか。

仕様書の設備姿図等に表示があるが、「ＴＯＡ社製」と同等の性能を期待しているということか。

当局が要求している設備機器の性能を把握するためにはどうすればよいか。

「ＴＯＡ社製」を頼りに、ＴＯＡ社製の当該製品の性能を確認しなければならないのか、それとも仕様書の内容だけで把握できるのか。

では、仕様書の設備姿図等から「ＴＯＡ社製」の記載を削除したとしても、特に影響はなかったということか。

入札の条件を示す仕様書に明示することによってどのような意味があったのか。

仕様書に「ＴＯＡ社製」と明示されていることにより、設備機器は同社製であることが要求されているのであれば、ＴＯＡ社の製品を取り扱っていない業者にとっては不利となり、入札の機会を制限することとなるため、問題であると考えます。

しかし、設置場所の寸法的な問題であえて明示したのであれば、「ＴＯＡ社製」を表示するよりも必要事項を仕様書に明示すべきであると考えます。

本案件に限定したことではないが、例えば、著名なメーカーの典型的な製品が存在するとして、

本案件については、調査基準価格を上回っており、また、予定価格の範囲内であったため、落札者とした。

設置前の設備機器は、「ＴＯＡ社製」である。

同社は当該設備機器メーカーの大手であり、本案件の仕様書にも参考として既存の設置機器は同社製である旨を表示したところ、結果的に同社製が設置された。

そうである。

「ＴＯＡ社製」に限定したものではなく、同社の設備機器の性能を下回らなければ、他社の設備機器であっても問題はない。

本案件については、応札前に応札者が設置する予定の設備機器について、提案書という形式で事前に提出させることとしている。

仕様書の内容に基づいて、各者が提案書を提出し、当局が問題なしとした場合には、設置予定機器に応じた応札となる。

前述のとおり、「ＴＯＡ社製」に限定したものではない。

本設備機器を設置するパーサーカウンタは、設置スペースが狭く、既存の設置機器よりも大きな設備機器であった場合、設置不可能という事態も想定できる。

実際に設置している設備機器を明示することにより、サイズ等を認識させたかったものである。

設置機器は特殊な機器ではなく、仕様書の内容に合致した設備機器は、各メーカーが保有しているものであり、本案件については、特に問題は生じないと認識している。

「この製品、若しくは同等以上の製品」と仕様書に明示した場合、応札者にとっては、「この製品が要求されている」との印象を受ける。また、同等以上の製品というのがどの範囲で認められるのか、その外延の判断は容易でなく、入札参加に対し影響を与えるのではないかと考える。

本案件については、設備姿図等に明示されており、外見を知らしめる意味であるため、問題は生じないと考えるが、一般論としては、製品を明示するのではなく、要求している仕様内容、性能等を詳細に表示すべきである。

本案件の仕様書は、本仕様書、特記仕様書及び設備図面等で構成されているが、設計図書間に相違がある場合は本仕様書が優先されるとしている。

一般的には特記仕様書が優先されると思料するが、具体的な相違点はあるか。

15年前に当該設備機器を設置したのは、本案件の落札者と同一の者か。

本案件は15年後の更新ということもあり、様々な性能を新たに付加し、その内容も仕様に加えているのか。

基本的に本仕様書には契約に係る一般的事項を、特記仕様書には設備機器や設置等に係る具体的な事項を定めている。

本案件においては、設計図書間において具体的な相違点はない。

15年前は関西国際空港の開港に当たって、設備を設置したものであり、当時は大阪税関において入札等を実施していないため、不明である。

そうである。

例を挙げると、更新前の設備機器は日本語と英語による放送のみであったものが、本案件で調達した設備機器では、日本語、英語、中国語及び韓国語がボタン1つで放送できる機能となっていることや、以前はテープ放送していたものがメモリーカードによる利用を可能としたこと等である。